

# 健康保険委員とは

## (1) 健康保険委員の目的

全国健康保険協会(協会けんぽ)の加入者は、健保組合のように母体企業の従業員ではなく、自分が協会けんぽに加入しているという意識が薄いことから、保健事業の推進のために、協会けんぽと約160万ある適用事業所との距離を縮める橋渡しの役割を果たすことを期待して、適用事業所の被保険者の方の中から協会けんぽの各支部長が健康保険委員を委嘱。

## (2) 健康保険委員の役割

- ① 協会けんぽと事業所、加入者の方の健康保険情報に関する橋渡しの役割
  - 協会けんぽの生活習慣病健診受診の勧奨や、生活習慣病予防に関する啓発、職場の健康づくり事業への参加の呼びかけ、事業主、加入者に対する署名協力依頼など、協会けんぽの各種事業の推進協力
  - 健康保険に関する申請の手続等について、加入者からの相談対応
  - 協会けんぽの健康保険事業に関する各種情報について、事業主、加入者に対する情報の伝達、周知広報
- ② 健康保険事業の運営やサービスについて、事業主・加入者の方のご意見や反応に関するモニターとしての情報提供

## (3) 健康保険委員の委嘱者数

全国 69,608人 (平成24年10月1日時点)